

西条市監査委員 殿

西条市長 玉 井 敏 久 印

平成 29 年度財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

平成 30 年 3 月 28 日付西監第 149 号の財政援助団体監査の結果報告に基づき、又は財政援助団体監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

監査対象部課等	産業経済部 観光振興課
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講ずる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
(6) 西条市サイクリング大会実行委員会に関する指摘事項 西条市サイクリング大会実行委員会の会計処理を含めた事務局を産業経済部観光振興課（所管部署）で担い、現金預金を同課で取扱っているので、市の事務処理として「準公金の取扱いについて」の審査も併せて行った。 ア 事務処理規程等について 補助金等交付申請書、補助事業等実績報告書等の提出に際しては、組織としての決裁を取っている状況が見受けられないので、正確な事務処理を行われない。 また、事務の決裁者の専決区分等定めた事務処理規程、会計規程等を整備の上、適切な事務処理、会計処理等を行われない。 (7) 産業経済部観光振興課に関する指摘事項 ア 補助金交付事務について、補助事業等実績報告書が提出された段階	(6) 西条市サイクリング大会実行委員会に関する指摘事項 ア 補助金等交付申請書・補助事業等実績報告書等の提出に際しては、実行委員会内部での決裁手続きを経るなど、その事務がより一層正確でかつ適切に執行されるよう、事務処理規定、会計規定等の整備に着手した。 (7) 産業経済部観光振興課に関する指摘事項 ア 西条市補助金等交付規則（平成 16 年・規則第 40 号）等に定めるところにより、

で、所管部署として補助金額が全額適正に使われているか内容を十分審査し、補助金を確定する必要があるので、補助金の確定にかかる決裁を取っておかれない。

イ 準公金としての取扱いについて

当該補助金については、補助金を交付している市の所管部署と、補助金の交付を受けて事業を実施する事務局が同一であり、委員会の現金預金の会計処理を所管部署が行う準公金となっている。準公金の取扱いに関しての検査員が、準公金事務処理の所管課長である観光振興課長となっているが、問題等の把握、指摘等に関し独立性が担保されにくいと、他課の職員や入出金に係る決裁系列にない者を指名することを検討されたい。

補助金等に係る予算執行の適正化に努めるとともに、補助対象事業の内容を十分に把握し、審査し、交付の必要性、さらには効果の検証を行ったうえで、補助金の確定に係る事務決裁手続きを行うこととする。

イ 「準公金の取扱いについて」（平成 23 年・西職第 330 号）の趣旨に鑑み、検査員については、実行委員会事務を取り扱う観光振興課の職員ではなく、産業振興課長を新たに指名し、牽制機能がより効果的に発揮するよう改めた。